

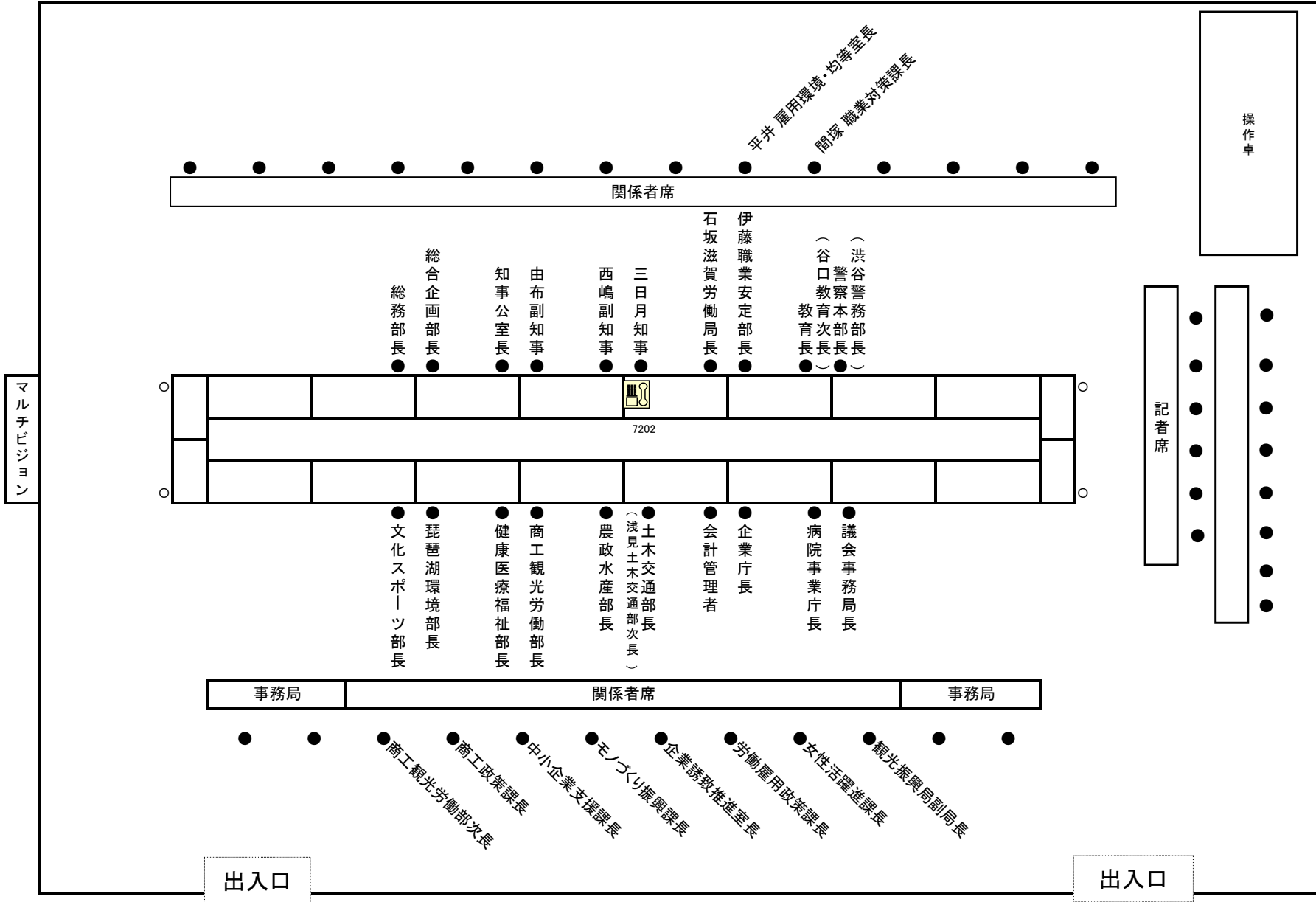
滋賀県総合経済・雇用対策本部 本部員会議 次第

日 時 : 令和 2 年 (2020 年) 3 月 18 日 (水)
16 : 45 ~ 17 : 15

場 所 : 災 害 対 策 本 部 室
(滋賀県危機管理センター 2 階)

議 題

- 1 新型コロナウイルス感染症による本県経済・雇用への影響について



滋賀県総合経済・雇用対策本部設置要綱

[制定 平成20年12月24日]

最終改正 平成31年4月1日

(目的)

第1条 足腰の強い本県経済の確立と雇用の安定による県民の安心と元気な滋賀の実現に向けた情報収集と共有、対応の検討などを行う滋賀県総合経済・雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 足腰の強い本県経済の確立と雇用の安定化に係る施策推進および関係部局等との情報共有、調整に関すること。
- (2) 企業活動および雇用等への影響に関する情報収集・連絡調整に関すること。
- (3) 国の経済対策等の情報共有および対応に関すること。
- (4) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

(対策の推進)

第3条 関係部課および関係地方機関等は、経済・雇用対策の効果的かつ円滑な推進に努めるものとする。

(構成)

第4条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部員
 - (4) 幹事長
 - (5) 幹事
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てるほか、厚生労働省滋賀労働局長に委嘱する。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てるほか、厚生労働省滋賀労働局職業安定部長に委嘱する。
- 5 幹事長は、商工観光労働部次長の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てるほか、厚生労働省滋賀労働局長が指名する者に委嘱する。
- 7 本部長は、第4項および第6項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第5条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、商工観光労働部を担任する副知事である副本部長がその職務を代行する。
- 3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(参与)

第6条 本部に参与を置くことができる。

2 参与は、本部長の要請に応じ本部の会議に出席し、本部の事務について助言する。

(会議)

第7条 対策本部の会議は、本部員会議および幹事会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事長および幹事で構成し、幹事長が招集し、第2条に規定する事項について協議する。

(チーム)

第8条 幹事長は対策本部の第2条に関する事項について、協議を行う必要があると判断した時は、幹事会の下にチームを置くことができるものとする。

2 チームを置く場合、チームはチーム長およびチーム員をもって組織する。

3 チーム長は、本部長の承認の上、幹事長が指名する。

4 チーム員は、チーム長が指名する機関の長が、その機関の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

5 チームの運営について必要な事項は、チーム長が定める。

(事務局)

第9条 対策本部の事務を処理するため、商工観光労働部商工政策課に事務局を置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

知事公室長
総合企画部長
総務部長
文化スポーツ部長
琵琶湖環境部長
健康医療福祉部長
商工観光労働部長
農政水産部長
土木交通部長
会計管理者
企業庁長
病院事業庁長
議会事務局長
教育長
警察本部長

別表第2（第4条関係）

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長
総務部	人事課長 財政課長 市町振興課長
文化スポーツ部	文化芸術振興課長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長
商工観光労働部	商工政策課長 労働雇用政策課長 女性活躍推進課長
農政水産部	農政課長
土木交通部	監理課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
議会事務局	総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	警務課長

新型コロナウイルス感染症にかかる滋賀県緊急経済トップ会合（結果概要）

1. 日 時：令和2年3月12日（木）14：30～15：00
2. 場 所：滋賀県公館ゲストルーム
3. 出席者：滋賀経済団体連合会（経済6団体）、知事、西嶋副知事、由布副知事、知事公室長、商工観光労働部長、理事
4. 主な発言内容：

①滋賀県商工会議所連合会（大道会長）

- ・雄琴温泉の稼働率は20%。特に団体客を中心としている旅館は資金繰りが悪化している。
- ・大津市内ホテルは3月に入り▲48%。前年度から半減している。草津市も同様に宴会キャンセルも多い。
- ・駅近くの駐車場稼働も減。
- ・信楽も団体客急減。飲食、土産物やの売上が減少。
- ・バス運送業もキャンセルが続出している。3月の予約は前年比▲4割。
- ・長浜市の黒壁は半分以下に減少していたが、足元では7割程度まで回復。依然として厳しい。自粛疲れが出てきているようである。
- ・飲食店のキャンセルが多く、リーマンショック時や東日本大震災の時よりもインパクトが強く、危機感を持っている。
- ・有名料亭もキャンセルが続出し、資金繰りで緊急支援に頼らざるを得ない状況。
- ・業務用エアコンの部品が入らず、完成の遅れ。ユニットバス、キッチン、ドア等、中国からの輸入が2月下旬以降ない。3月の引き渡しに影響。
- ・個人開業医は、毎日コロナ関係の検査・診察で一般診療に影響。

（要望）

- ・近江牛は価格が東京6割、県内では5割減。資金繰りがひっ迫しているが、畜産業は保証協会の保証対象外なので、対応をお願いしたい。
- ・保証協会の特別枠の拡充、利用金利の引き下げ、対象業種の拡大。
- ・政府系金融機関にセーフティーネット機能の拡充を求めたい。（条件変更はやってもらえるが、新規の貸し出しには消極的）
- ・セーフティーネット保証の要件の1つ「売上高減少の確認」は、小規模・零細事業者はデータで示すことができない。（予約をカレンダーで管理している事業者もいる。）
- ・多店舗経営では、1店舗が悪化している場合でも他店と合わせて全体が減少していないと認定の対象にはならない。
- ・一か月の売上が▲20%以上の減少でないとだめなのか。▲15%になってくると資金繰りが詰まってくる。

②滋賀県商工会連合会（清水会長）

- ・ユニットバスが入ってこず、住宅の引き渡しができない。
- ・電子部品が中国から入ってこない。
- ・鉄鋼業種は、部品を製造している。ただ、鋼材は仕入れたが、大手からは「電子部品が

入ってこないため、納品は3割でよい」と言われ売上が3割になる。

- ・栗東市の学校給食のパンの製造業者は、売上8割減。
- ・特に学校休校の影響で小売店でのママ友ランチ会がなくなったため売上減。

(要望)

- ・無担保無利息で日本政策金融公庫から融資を拡充するといっているが、具体策が出ていない。滋賀県独自のセーフティーネット資金に関する保証料については県が補助するなど、具体的な話を出してほしい。
- ・3月末、4月をどうするかで中小・零細企業は困っている
- ・近畿経済産業局などから状況について問い合わせがある。「6社程度に状況を聞いてもらえませんか?」と言われるが、決算時期でマンパワーが足りない。従前から人手不足であり、人員の増員をお願いしたい。

③滋賀県中小企業団体中央会（北村会長）

- ・ホテル旅館組合は、8割減、稼働率2割になり、資金繰りに苦しんでいる。
- ・給食関係は、3月の休校に伴い売上が大幅ダウンとなり見通しがつかない。損害補償、損失補填をご支援いただきたいと全国団体にも申し入れをしている。
- ・地場産では、彦根バルブ組合は、中国現地の稼働率が50~60%まで落ちているため、夏過ぎまで入荷に滞りが出ると予想している。
- ・製菓組合は、4月までは原材料を確保しているが、生菓は輸入になるので5月以降の生産に影響してくる。
- ・理髪店は接近しての接客なので風評被害によりお客が来ない。
- ・風評被害はインバウンドおよび国内観光客が来ないため、サービス業は痛手である。

(要望)

- ・風評被害を打ち消すような正しい報道と、県からは現場の本当の姿を発信していただきたい。
- ・就職活動においては、中小企業はウェブ面談ができない。ウェブ面談は大企業の方が有利になるのでますます人が取れなくなる。会員からは太刀打ちできないので県も含めて対応策をやってもらえないかとの声もある。
- ・中央会でも組合単位で機会を作れないかと考えている。
- ・展示会への出品がすべて中止となった。一段落した後に出席する場合の出品経費負担が大きいので、支援をお願いしたい。

④滋賀経済同友会（南副代表幹事）

- ・サービス業の現状は、2月あたりからインバウンドが来ない。インバウンド関係の飲食は、2月は曜日並びの良さや天皇誕生日、うるう年で1日多いことなどで何とか数字を確保していたが、3月の学校休校後は、飲食、サービスエリア関係が前年の5割程度になっている。
- ・スポーツジム、スイミングスクールの打撃が大きい。休校発表後から子供の習い事は停止状態。
- ・3月の休校・自粛の動きにより、状況が変わった影響は大きい。

(要望)

- ・ イベント等が自粛ムードであるが、どこまでならできなのか、どういう防止策をとればよいのか具体例、事例を示して欲しい。

⑤滋賀経済産業協会（中作副会長）

<会員アンケートの調査結果ついて別紙により報告>

(要望)

- ・ 業績悪化に対する特別減税を考えてもらいたい。
- ・ 補助金情報を速やかに明らかにするとともに、何でもではなく、見極めて補助金を出してほしい。
- ・ 感染の疑いがある場合の検査体制の対応。
- ・ BCPについては、学校休校に伴う企業の子供の受け入れ態勢を整える必要がある。
- ・ 地震災害に対する備品は揃えていたが、感染症に対する備品をどのように揃えていくか等、みんなで考える必要もある。
- ・ 中国との会議は、TV 会議になってきている。働き方のあり方が今後変わっていく。
- ・ 来るべき首都直下型地震、温暖化による新疫病が出てくる。社会インフラがしっかりしている社会であってほしい。また、滋賀県には三方よしの精神もある。災害時には、国を支える滋賀県であってほしい。

⑥びわこビズターズビューロー（川戸副会長）

- ・ イベント自粛要請に伴い、会員の多くが営業時間の短縮や観光施設の閉鎖。イベント中止による観光客の減少、外出や宴会の自粛により売上が減少している。
- ・ 各地の祭りや各市町主催のイベントが中止されており、ストレスが溜まっている。
- ・ 百貨店の物産展も中止した。会員は 100 年に 1 度の未曾有の状況だと感じている。
- ・ 会員には小規模事業者が多く、経営に直接影響してくる。
- ・ 3月・4月の今後の動きについては、アンケートによると売上減が8割と予想されており、現実を直視できない状態である。GW までにどのように続いていくのか心配である。

(要望)

- ・ 経営面、雇用面の緊急的な支援をお願いしたい。
- ・ 力強い先に見えるような誘客メッセージの発信をお願いしたい。
- ・ ピンチをチャンスに変えたい。人や物の移動が滞っているなら、逆に県内で「地産地消」を思い切って進めたい。県内の食材利用、県内での買い物、県民による県内観光。また、地域との連携による子供の居場所づくりや地域づくりをやり始めたい。

⑦三日月知事

- ・ 本日 12 日に対策本部を開催し、当面 3 月 16 日までのイベント自粛を 3 月 24 日まで延長した。
- ・ その方針は持ちつつ、一律ではなく、人数、込み具合、換気状況、時間、参加者の属性等を見ながら開催について積極的に検討したい。
- ・ 醒ヶ井の養鱒場等、開けられるところは開けていくことを始める。
- ・ 「3月は辛抱の仕事、4月に少しずつ動かしはじめ、5月に経済活動本格的に再開する」

といった展望を持ちつつ県でも対策を講じようとしている。

- 資金繰りはまったなしの状態。日を越せるか、月を越せるかという状況にある課題と受け止めている。
- 開会中の議会においても補正をしようとしているところ。
- 信用保証料を補助することや融資期間の延長も含め、できるだけの対策を講じようとして検討している。
- 雇用維持は県の課題でもあるので、できるだけ応援していきたい。
- 国が発表した緊急対策に乗っていけるように。
- 採用活動では、説明会ができない状態の応援をするための対策を、至急講じようとしているところ。場の設定や、機会をWebで作ることの応援などを検討している。
- 資金繰りの応援や雇用維持については現場の皆様が届くことが大切なので、わかりやすく制度を示すと共に、皆様のお力をお借りしながら事業者を応援したい。
- 前向きなメッセージを出していくことについては、3～5月の展望と合わせて、休まなければいけない状態であるならば、反転攻勢のために休みの間にしかできないこと（新メニュー開発や従業員の多言語教育等）に取り組んでいただければどうかと投げかけ始めている。そのようなことをやろうという企業があれば応援したい。
- 3月は、資金繰りの支援がメインだが、次に向けてチャレンジしたい企業を応援する制度作りをしたい。
- 朝ドラ「スカーレット」や大河ドラマ「麒麟がくる」の万歳一隅のチャンスをコロナに打ち消されないように「コロナに負けるな 滋賀プロジェクト」を一緒に作っていきたい。
- また機動的に、状況に応じて伺う場をつくりたい。

⑧その他意見

(大道会長)

- できるだけ柔軟かつスピーディーに対応をお願いしたい。
- リスケ先にセーフティーネット資金が出せるかどうかの話になると、可能ではあるが、現実的に難しい。市町から認定していただいて、それに基づき協会からも速やかに保証するようにできないか。
→ その点は大事な視点。柔軟かつスピーディーに対応していきたい。(知事)

(川戸副会長)

- 雇用調整をする一方で、企業の持続性の観点からは、同時に新卒採用も行っていく必要がある。バランスが難しい。
- 個人的には、今回の事象で「コロナ世代」と言われたいよう、将来に向かって進めるべきことは進めていきたい。
- それぞれのタイミングでの力強い知事のメッセージをお願いしたい。

※ なお、この結果概要は速報であり、今後修正の可能性がありますので、
申し添えます。

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策について

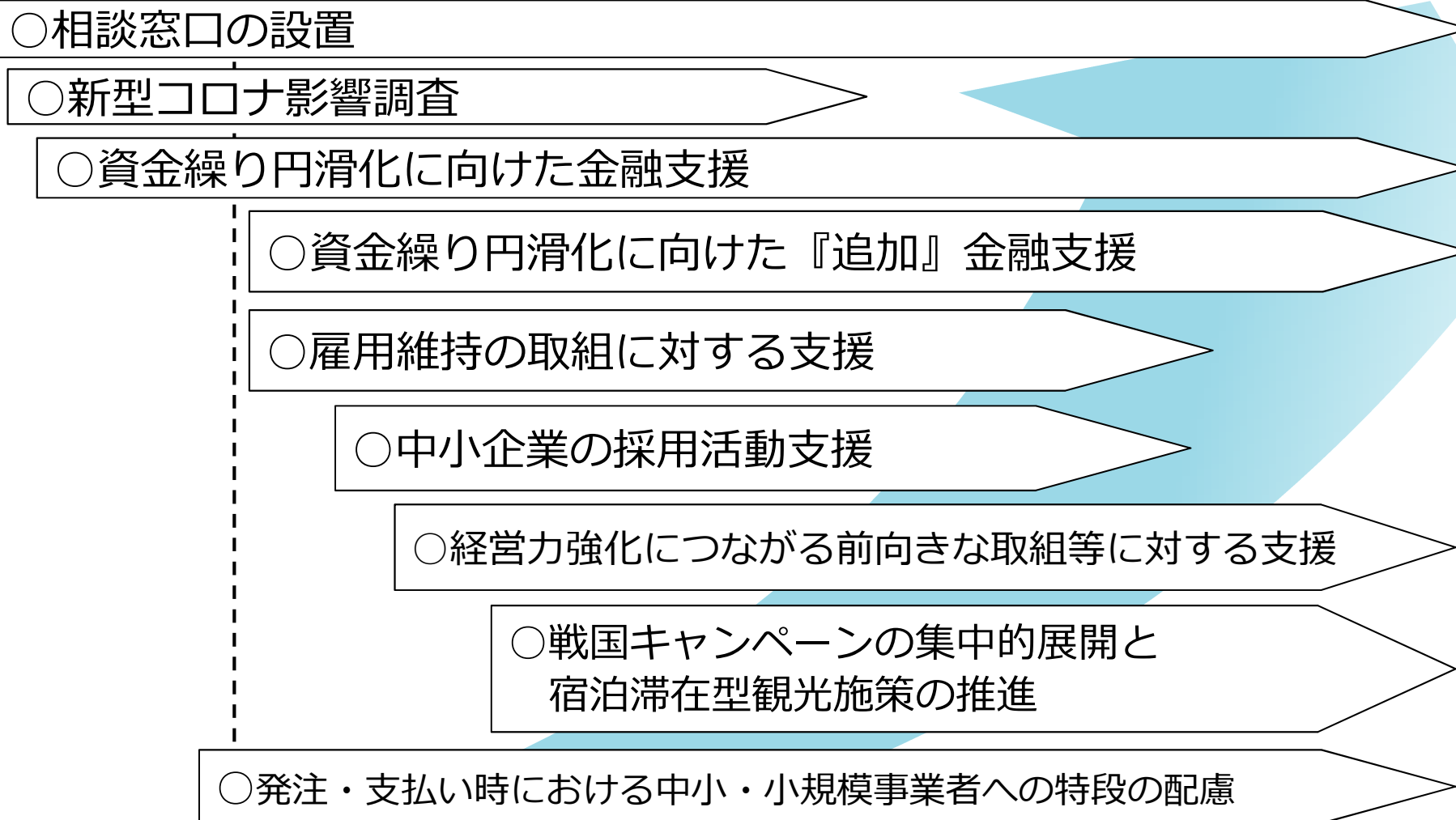
滋賀県総合経済・雇用対策本部資料2
令和2年(2020年)3月18日
商工観光労働部

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

経済対策としての県の取組



R1年度

R2年度

国の緊急対応策(第3弾)等を踏まえ、機動的に対応

本県経済の活性化・中小企業の経営基盤強化

滋商政第54号

令和2年(2020年)3月13日

本庁各部局の課(局)長
議会事務局総務課長
教育委員会事務局各課長
各行政委員(会)事務局長
各県立学校事務局長
警察本部会計課長
各地方機関の長

様

商工観光労働部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する資金繰りへの配慮について(依頼)

平素は、官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

こうしたことから、中小企業・小規模事業者の経営安定のために資金繰りに支障を来さないよう、速やかな支払いができるよう事務の執行について特段の配慮をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に伴う農畜水産業への影響

1 農畜水産業への影響

分野	種別	主な影響
農業	米	・学校給食の休止や宿泊・飲食業における消費の減少により、業務用米の出荷と販売が減少 ・量販店で販売されている家庭用米が品薄となり、卸売業者から集荷業者に対して、普段よりも多く発注
	野菜	・学校給食の休止や宿泊・飲食業における消費の減少により、業務用野菜の出荷と販売が減少
	花	・謝恩会等の行事の中止により、バラなどの洋花を中心に需要が減少し、市場価格が低下
	観光農園	・観光いちご園において、団体客のキャンセルが急増。
	直売所	・農産物の販売への影響は少ないが、バイキングレストランの休止や主催イベントの中止が多数
畜産業	牛肉	・インバウンドや外食需要の減少により、消費が低迷し、和牛の枝肉価格が低下
	牛乳	・学校給食用牛乳の供給停止により、一部の乳業者において販売が減少
水産業	養殖	・鮮魚販売が減少
	水産加工	・佃煮等の加工品の販売が減少
	漁業	・養殖業者と加工業者の販売減少に伴い、出荷量が減少する見込み

2 農業者等への支援

農業者等の資金繰りに重大な支障が生じないように、資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について、令和2年2月18日付けで農政水産部長から各JA等に要請。また、JA等では相談窓口を設置。

(融資資金) 融資機関 日本政策金融公庫

資金名 農林漁業セーフティネット資金

貸付金利 年0.1% (令和2年2月20日現在)

※特例措置：融資当初5年間の実質無利子化

償還期間 10年以内 (うち3年以内据置)

融資限度額 600万円

※特例措置：1,200万円

新型コロナウイルス感染症に伴う資材需要への影響

国の通知文において、以下の資材等の調達に遅延が生じているとの情報がある。

- 建材・設備の部品
- 電気通信設備工事において使用する機器及び資材

完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態ですら、完了検査の申請がなされることが予想されます。

令和 2 年 2 月 27 日付け国住指第 3960 号「完了検査の円滑な実施について」

国土交通省住宅局長建築指導課長通知より抜粋

新型コロナウイルス感染症の影響による電気通信設備工事における適切な工期の確保について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの遅延から、電気通信設備工事において使用する機器及び資材（以下「機器等」という。）においても、部品調達が遅延するなどの影響により機器等の納期遅延が生じており、当初工期内に工事が完成できない事態が想定されるため、新型コロナウイルス感染症の影響による機器等の納期遅延に対する対応については、当面の間、下記のとおり適切に対応されたい。

令和 2 年 2 月 27 日付け国技電第 85 号

「新型コロナウイルス感染症の影響による電気通信設備工事における適切な工期の確保について」

大臣官房技術調査課電気通信室長通知より抜粋

新型コロナウイルス感染症に伴う交通事業への影響について

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策としての企業の時差通勤やテレワーク、小中高の臨時休校や、訪日観光客の減少、イベントや行事の中止などによる影響が大きく生じている。

(1) 鉄道事業

○京阪電気鉄道

- ・3月以降小中高の休校に伴い、利用者数2割以上の減少

○近江鉄道

- ・3月に入ってから、定期外利用者数、約4割減少

○信楽高原鐵道

- ・3月に入ってから、利用者数、前年比約6割減少（通学利用）

(2) バス事業

各社ともに影響あり

○近江鉄道

- ・3月に入ってから、例年比4割減（学生輸送、通勤輸送が減少）

○帝産湖南

- ・3月に入ってから、例年比4割減（学生輸送、病院輸送が減少）

(3) タクシー事業

○タクシー協会

- ・3月以降、利用者数3～4割減少

※なお、各鉄道・バス事業者においては、車内放送や掲示などで、時差通勤やテレワークの呼びかけをしているところ

滋会計第 191 号
令和2年(2020年)3月13日

各所属長様

会計管理局会計課長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者
への支払いについて

このたび商工観光労働部長より新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮について通知がありました。ついては下記を参考にいただき、同事業者に対する速やかな支払いができるようよろしくお願いいたします。

また、各単独出納機関においても本趣旨をご理解いただき、速やかな支払いを進めていただきますようお願いいたします。

記

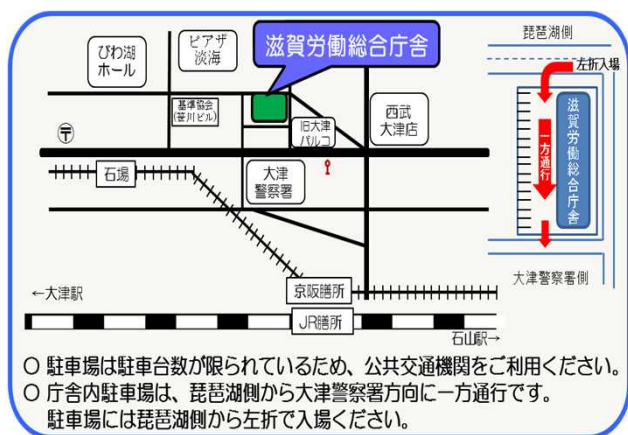
- 1 各所属は、適法な請求書を受領した後、上記通知を踏まえて速やかに支払事務処理を行い、支出書類を当課へ回付されたいこと。
なお、財務会計システムで支出命令を行う場合、支払予定日は支出命令日(起票日)から14日後の営業日(14日目が金融機関の営業日でない場合は直前の営業日)が自動設定されるので、適切な支払予定日を設定すること。
- 2 当課審査・指導係への支出書類の回付は支払日の5営業日前までとしているところであるが、その期間の短縮についても配慮するので、必要な場合は持ち回り願いたいこと。
- 3 令和2年4月分の大口支払い(3,000万円以上の支払い)については、すでに各所属から収支計画の提出を受けているところであるが、同事業者に対する支払いで各所属が必要と認めるものについては、当課資金管理・国費係へ個別に協議願いたいこと。

会計管理局会計課
資金管理・国費係(内線4336)
審査・指導係(内線4333)

「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設いたしました

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、企業の方や労働者の方からの労働相談に対応する窓口を開設いたしました。

窓口では、新型コロナウイルスに関係した労働基準法、労働安全衛生法などのご相談に対応いたします。



厚生労働省 滋賀労働局

〒520-0806

大津市打出浜14-15

滋賀労働総合庁舎（4階）

雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー

TEL : 077-522-6648

受付：8時30分～17時15分（土日・祝日、年末年始除く）

来局の場合はお電話にてご予約ください。

労働相談以外の窓口

● 厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生についての電話相談窓口

- ・ 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

● 帰国者・接触者相談センター

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

● 特別休暇コンサルティング

滋賀労働局雇用環境・均等室では、病気休暇等の特別休暇制度を新たに導入する企業に対し、「働き方・休み方改善コンサルタント」による特別休暇制度の導入に関する電話相談、企業訪問によるコンサルティング支援（就業規則の整備支援等）を実施しております（利用は無料です）。

- ・ 電話番号：077-523-1190

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休校に伴う支援について

● 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q4-2

● 「放課後児童クラブ」等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09871.html

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

● 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

滋賀労働局 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口」の相談状況（3月13日現在）

相 談 受 理 件 数	
2月（2月14日～2月29日）	49
3月（3月1日～3月13日）	392
合 計	441

日 別 内 訳																														
2月														2月 計	3月													3月 計		
14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日		28日	29日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日		12日	13日
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		木	金
0	0	0	7	2	5	2	1	0	0	0	5	3	6	18	0	49	0	17	62	30	50	36	0	0	33	36	41	43	44	392

相 談 者 別 内 訳	
労働者	91
事業主	252
社会保険労務士	51
その他	47

業 種 別 内 訳	
① 道路旅客運送業	21
② 道路貨物運送業	4
③ 宿泊業	22
④ 飲食業	16
⑤ 旅行業	8
⑥ 製造業	69
⑦ 労働者派遣業	16
⑧ 医療、福祉	25
⑨ 卸売業、小売業	19
⑩ 建物サービス業	6
⑪ その他	235

相 談 内 容 別 内 訳	
① 解雇・雇止め	9
② 休業	123
②-1 休校要請に伴う相談	31
②-2 ②-1以外	92
③ 雇用調整助成金	101
③-1 休校要請に伴う相談	12
③-2 ③-1以外	89
④ 雇用保険	12
⑤ 賃金	4
⑥ 労働時間	8
⑦ 休暇	9
⑦-1 休校要請に伴う相談	8
⑦-2 ⑦-1以外	1
⑧ 就業規則	0
⑨ 安全衛生	7
⑩ 労災補償	2
⑪ 保護者の休暇取得支援（助成金）	121
⑫ その他	45

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆ 感染拡大防止策

- ・ クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆ 需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

◆ PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)**

◆ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ 緊急時に**5,000超**の病床確保と**人工呼吸器**等の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による**治療薬**等の開発加速

◆ 症状がある方への対応

- ・ **傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆ 情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**(典型的な臨床情報等)
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆ 保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

◆ 個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等)

◆ 放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)**支援
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)**支援
- ・ **企業主導型保育施設利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

◆ 学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

◆ テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主**に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆ 強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保**の資金繰り支援
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(**2,040億円**)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆ サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ファンド」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆ 観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆ 新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ**等対策特別措置法を適用

◆ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長**(令和2年4月16日まで)、**運転免許の更新の臨時措置**等
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長**等)や繰越の弾力的対応

◆ 国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

◆ 地方公共団体における取組への財政支援

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について

労働者が安心して働くことができる環境整備のための支援策があります

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています。

企業の皆さま、今回ご紹介する各種助成金制度等を是非活用いただき、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者の皆様が休みやすい環境整備にご協力をお願いします。

- **1 2** の申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続きが決まり次第、早急に周知します。
- 制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、周知します。

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度の創設）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設いたします。

対象事業主	支給額
①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給（※1））の休暇を取得させた事業主。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※2）に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども （適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇）	〔 休暇中に支払った賃金相当額 〕 × 10/10 ※ 1日あたり8,330円を支給上限 ※ 大企業、中小企業ともに同様
※1 年次有給休暇の場合と同様 ※2 小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。先行拡充した特例措置に加え、クーリング期間要件の撤廃、被保険者期間要件の撤廃を行います。また、助成対象となった事業主が感染拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業も対象となります。

加えて、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、さらなる特例措置を講じます。

一般的な場合	宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道）（一定期間内）
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒ 全業種 （※2月28日に先行拡充済）	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 （3か月10%以上低下 ⇒ 1か月10%以上低下 ）	生産指標要件 → 満たすものとして扱う
被保険者が対象	被保険者以外の労働者も対象
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）
計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	
クーリング期間要件の撤廃（前回の支給対象期間満了日から1年経過していなくとも助成等）	
被保険者期間要件の撤廃（被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象）	

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

新型コロナウイルスの感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った、中小企業事業主を助成するために、要件を簡素化した特例コースを設けました。

（事業実施期間：令和2年2月17日～令和2年5月31日）

● 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 （助成対象の取組） ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 ※ 事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	補助率 1 / 2 1企業当たりの上限額 100万円

● 職場意識改善特例コース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主 （助成対象の取組） ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等 ※ 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること	補助率 3 / 4 1企業当たりの上限額 50万円 ※ 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4 / 5を助成



助成金の詳細



！ 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、「休業手当」の支払い義務があります。

- 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の**休業手当（平均賃金の100分の60以上）**を支払う必要があります。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。
- 具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的な努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。
- 上記「休業手当」の支払い義務は**外国人労働者にも適用**されます。また、1～3の助成金について、労働者である**従業員の国籍は問いません**。

▶ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（企業の方向け）

- 厚生労働省ホームページでは、労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）について、以下のようなQ & Aを掲載しています。是非ご覧ください。

Q 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

Q 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。

Q 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。



▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による「労働相談」について

- 各都道府県労働局に「**特別労働相談窓口**」を設置しております。事業主等からの助成金や休業手当等に関する相談に対応しています。
- 労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、**都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**にお問い合わせください。



労働者が安心して働くことができる環境整備の取組について、今後も施策の充実を行ってまいります。各施策の詳細に関しては、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページをご覧ください。



事業主団体の長 殿

滋賀労働局長

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等
に関する支援策等の周知について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の広がりが懸念される中、令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」が取りまとめられたところです（別添リーフレット1参照）。

同緊急対応策においては、事業主が、新型コロナウイルス感染症の影響により労働者が休業等を行う際に活用できる支援策（新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度の創設）、雇用調整助成金の特例措置の拡大、時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例）が盛り込まれました（別添リーフレット2参照）。

貴団体におかれましても、これらの支援策等の内容を御了知いただくとともに、取りまとめられた支援策の活用が進むよう、別添のリーフレットの配布等をいただくなど、周知に向けた御協力をお願い申し上げます。

なお、滋賀労働局においては、「新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口」を設置し各種相談に応じております。相談窓口の設置箇所につきましては滋賀労働局HP（<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/000615107.pdf>）を御参照いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ① 「新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について」 20部
- ② 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応ー第2弾ー」（ポイント） 20部
- ③ 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口」周知用チラシ 10部

【担当部署】

- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
学校等休業助成金・支援金コールセンター TEL：0120-603-999
- 時間外労働等改善助成金（職場意識改善コース）
滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190
- 雇用調整助成金の特例措置の拡大
滋賀労働局職業安定部職業対策課又は管轄の各ハローワーク
(TEL：077-526-8686)
- 新型コロナウイルス感染症の影響による労働基準法令違反に関する相談・情報提供
滋賀労働局労働基準部監督課 TEL：077-522-6649
- 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口
滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-522-6648

都道府県労働局等における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止に向けた取り組み

～届け出・申請などは「電子申請」や「郵送」をご活用ください～

都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークでは、アルコール消毒液の設置、職員に対する手洗いや咳エチケットの徹底などの対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めています。

このような中で、例年は3月の年度末と4月の年度初めには、雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署およびハローワークの窓口が、来庁者の方で混雑するため、感染拡大防止の観点からも、利用者の皆さまにご協力をいただきたく、各種届け出・申請などをする際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いします。

電子申請をする方法については、次項の「参考」をご参照いただくか、最寄りの都道府県労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

【電子申請や郵送による届け出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届け出 など
- ・ハローワークへの求人申し込み
- ・労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など

【郵送による届け出・申請が可能な主な手続き】

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届けや認定申請
- ・ハローワークや雇用環境・均等部（室）における各種助成金の申請 など

※ これらの主な手続きの他にも、電子申請や郵送による届け出・申請などが可能な手続きがあります。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

（参考1）電子申請（申請・届出等の手続案内）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/

（参考2）労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

（参考3）雇用保険について：雇用保険関係手続き電子申請のご案内（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/koyouhoken_tetsuzuki.pdf

（参考4）求人申し込みについて：ハローワークの利用方法が変わります（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000551956.pdf>

※ FAXによる求人申し込みも可能ですので、ハローワークまでご相談ください。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します!**

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日の間において、
就業できなかった日について、**1日当たり4,100円(定額)**
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

【申請期間】

- 令和2年3月18日から6月30日までです。

【支援の対象となる方】 ※ (1) ~ (4) のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話をを行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。(※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。)

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日・時間、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
など、作業量や成果物により、報酬が算定されるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと

※ ただし、上記（2）②の子どもの世話をを行うために業務を行うことができなかった場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 （受付時間：9：00～21：00）

◎ 申請書の提出は、学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

臨時休業 個人委託 検索

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報や電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
 - ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
- の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！**

* 詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日まで**です。

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 (受付時間：9:00～21:00)

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）
に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社等の所在地により以下の4つに分かれます）

・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・ **東北、関西、四国、中国地区**

（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・ **北陸、中部、九州・沖縄地区**

（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒176-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・ **北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索



- ※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html
- ※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。
- ※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○「小学校等」とは

・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校（第1学年から第3学年まで）、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

・ 新型コロナウイルスに感染した者
・ 発熱等の風邪症状が見られる者
・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者

・ 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・ 上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・ 学校：学校の元々の休日以外の日（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）
- ・ その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

・ 学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・ 対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

・ 休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・ 対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。）

○労働者に対して支払う賃金の額

・ 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）